

令和6年 春の火災予防運動

実施期間：令和6年4月20日（土）～30日（火）

～全国統一防火標語～

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』



第74回
留萌消防組合

～火災予防運動期間中について～

春になり、空気の乾燥や強風等により火災が発生しやすい時期となりました。ご家庭での火気の取り扱いはもちろんのこと、外出先等でも十分ご注意ください。また、火災予防期間中は各種行事を行いますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○火災予防運動行事

- ・防火パレード 小平、鬼鹿、達布地区を消防車両が隊列を組み走行します。
- ・火災防ぎょ訓練 消防職員、消防団員による火災防ぎょ訓練を実施します。
- ・防火訪問 消防職員、少年消防クラブ員、婦人防火クラブ員が70歳以上の単身世帯を訪問し「火の用心」を呼びかけます。
- ・立入検査 各事業所等を検査し、防火管理や消防設備等が法令に遵守されているか確認します。
- ・イルミネーション 小平消防署、消防鬼鹿支署の庁舎にて「火の用心」のイルミネーションを点灯します。

～野外焼却（野焼き・ゴミ焼き）は違法です～

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙、煤、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

過去には小平町においても、野焼きによる火災が発生しておりますので、野外焼却は絶対にやめましょう。

罰則は、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科が科せられます。
とても重い罪になります。

火災から生命を守ろう!!



野焼きの例…このような焼却は違反です!